

令和 2 年

国見町議会会議録

第 3 回 臨時会

令和 2 年 5 月 1 日開会

令和 2 年 5 月 1 日閉会

国見町議会

令和2年第3回（5月）国見町議会臨時会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（5月1日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案の上程（報告第3号～議案第33号）	6
町長提案理由の説明	6
報告第3号 専決処分の報告について	7
報告第4号 専決処分の報告について	8
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	8
議案第32号 国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第33号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第2号）	9
町長挨拶	15
閉議及び閉会の宣告	16

国見町告示第22号

令和2年第3回国見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月28日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 令和2年5月1日
2. 場 所 国見町議会議場
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の報告について
 - (2) 専決処分の報告について
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
 - (4) 国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 - (5) 令和2年度国見町一般会計補正予算（第2号）

応招不応招議員

- ・ 応招議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

- ・ 不応招議員

なし

令和2年第3回国見町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年5月1日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第 3号 専決処分の報告について
- 第 5 報告第 4号 専決処分の報告について
- 第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第32号 国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第33号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第2号）

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	蓬田英右君
環境防災課長	澁谷康弘君	保健福祉課長	菊地弘美君
まちづくり 交 流 課 長	佐藤克成君	教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	佐藤光男君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本臨時会は、地球温暖化対策などのためクールビズに取り組んでおりますので、暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いをいたします。

まず冒頭に、新型コロナウイルス感染で亡くなられた方に対し、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、今、療養されている方々の一日も早く回復することを願っております。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回国見町議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番佐藤孝君及び3番松浦和子君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決しました。

なお、本臨時会にあたり、町長、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和2年第2回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本臨時会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告2件、承認1件、条例1件、補正予算1件が提出され、受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（報告第3号～議案第33号）

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日ここに、令和2年第3回国見町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご壮健にてご出席をいただき誠にありがとうございます。

まず冒頭に、新型コロナウイルスに感染された方、亡くなられている方に心からご冥福とお見舞いを申し上げますとともに、この問題が一日でも早く終息されますようご祈念を申し上げたい、このように思うところでございます。

次に、令和2年第2回国見町議会臨時会以降の町としての新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

去る4月1日には、3月31日に福島市で初めて感染者が確認されたのを受けまして、第6回の対策会議を開催し、感染者情報の共有と感染予防対策の徹底、新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生用品などの購入のための4月専決補正予算などについて協議をさせていただきました。

また、4月9日には、第7回の対策会議を開催し、国による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく7都府県への緊急事態宣言の発出を受けまして、町対策本部の設置、県内感染者の発生状況、感染予防対策の徹底などについて、協議をさせていただきました。

さらに、4月16日には第8回、4月20日には第9回、4月23日には第10回、それから4月30日には第11回の対策会議をそれぞれ開催しまして、国による緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことに伴いまして、4月21日からの学校等の休業、さらなる延長措置、その後の社会教育、体育施設の完全閉鎖、町職員の感染防止のための在宅勤務の試行や町職員が感染した場合の業務継続計画の策定、感染予防対策のさらなる徹底などについて、協議をさせていただきました。

加えまして、4月10日、4月17日、4月28日には、新型コロナウイルス感染予防対策に関するチラシの全戸配布、4月24日からはもたんFM放送の中に感染症対策コーナーの新設、4月25日からは防災行政無線による感染予防の呼びかけ、4月27日からは町民に配布するマスクの郵送を開始させていただきました。

今後とも、国・県の動向を十分に注視しますとともに、情報収集に努め、町民への周知をはじめ、町としてできることはしっかりとその対応を行ってまいりたいと考えてございます。

それでは、本臨時会にご提案申し上げました各議案等につきまして、その概要を申し上げます。

報告第3号及び報告第4号の「専決処分の報告について」につきましては、損害賠償の額の決定及び和解につきまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を進めるにあたり急施を要したため、一般会計予算を補正したことについて、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第32号「国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合が、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に傷病手当金を支給するため条例を改正したことを受けまして、国見町後期高齢者医療においても同様の対応ができるように、所要の改正を行うものでございます。

議案第33号「令和2年度国見町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億6166万4000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億3458万4000円とするものでございます。

補正予算の主なものにつきましては、国による新型コロナウイルスの緊急経済対策でございます1人当たり10万円の特別定額給付金事業、中小企業や事業所への経営支援対策など、緊急を要する事業に対応するものでございます。特に、1人当たり10万円の特別定額給付金につきましては、予算の議決後、町民の皆様方になるべく早く給付ができるように、鋭意、町としても対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、本臨時会に提出をいたしました各議案につきまして、一括して提案理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、計数等につきましては、審議に先立ちまして、関係課長からそれぞれ説明をいたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますよう心からお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。



◇報告第3号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第4、報告第3号「専決処分の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 報告第3号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は、議会の委任による専決処分につき、報告のみにいたします。

◇

◇

◇

◇報告第4号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第5、報告第4号「専決処分の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 報告第4号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は、議会の委任による専決処分につき、報告のみにいたします。

◇

◇

◇

◇承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、承認第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

◇

◇

◇

◇議案第32号 国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第32号「国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第32号、国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第32号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第33号 令和2年度国見町一般会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第8、議案第33号「令和2年度国見町一般会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(蓬田英右君) 議案第33号、令和2年度国見町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番(佐藤 孝君) まちづくり交流課長にお尋ねいたします。

商工振興費の3000万円強の補正であります。内容について、先ほどの全員協議会で説明ありましたが、この中で、休業協力金の項目がございます。町は、休業要請をしておりますので、国・県からの休業要請に対する、給付金だと思いますけれども、この売上げ減少、資金繰り休業協力金等への補助の具体的な制度の骨組みを教えてください。

議長(東海林一樹君) まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長(佐藤克成君) 2番佐藤議員の質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス対策中小企業等緊急支援事業で、商工振興費で3071万6000円ほど計上させていただいております。この事業の中身でございますけれども3つございます。

まず第1点目が、中小の事業者の皆さんは、この新型コロナウイルス感染症による外出自粛要請等の影響により、売上げがかなり厳しい状況になっているということもございまして、売上げ減少に対する緊急支援ということで考えてございます。

もう1点が、資金繰りの関係の支援ということで、県の制度資金をご利用された方の保証料と利子相当分の補助ということを考えています。

もう1点が、全国に緊急事態宣言が出されまして、福島県知事からも緊急事態措置が出されました。これに対しまして、県から10万円から最大30万円の協力金が支払われる予定になってはいますが、その協力要請を受けていただいた町内の事業者に対しまして、県の協力金に加えて、町としましても協力金としてお支払いをしたいということでございます。

中身についてでございますけれども、まず1点目でございますが、売上げ減少に対する緊急支援につきましては、売上げが前年同月から比べて30%以上減少した事業者、個人営業も含む中小企業ということになりますけれども、そちらの皆様に対して、一律10万円上限の給付を行いたいと考えてございます。それで、ちょっと古い統計資料ですけれども、平成28年の経済センサスから見ますと町内の事業者は326件という数字になっています。そのうちの約7割が該当するのかなということで、230事業者掛ける10万円で2300万円という積算になってございます。

それから、2点目の資金繰りに関する支援でございますけれども、県の新型コロナウイルス特別対策資金という制度資金がございます。それを融資として活用した事業者に対しまして、初年度の支払保証金を上限50万円として助成をしたい。そして、また返済に際しまして、3年間で最大100万円の利子補給を行いたいという考えでございます。この制度資金につきましては、上限が8000万円ということで、据置期間1年で10年返済、信用保証料が年0.5%、利率が年1.5%という制度資金で、この制度資金を活用される場合、減収の証明を町でするわけでございますが、4月の段階で数件証明の依頼が来てございます。

3点目の県知事の緊急事態措置にする事業者協力金につきましては、先ほど申し上げましたが、県知事の緊急事態措置の協力要請に応じて休業等をした事業者に対して10万円の助成ということで、町内で該当する事業者は、飲食事業者や学習塾などが、県から例示されてございますので、そのような事業者のうち、休業されている方、時間を短縮された方、約20事業者程度ということで200万円の予算をお願いをしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） この原資は、国・県のお金を当てにしているのではなく、国見町の財源から捻出するお金だという理解でよろしいですね。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

先ほど、総務課長からも説明ございましたが、歳入の項目で、こちらの事業には繰越金を充当してございますので、全て一般財源という形になるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） これに関連して、最後の質問ですけれども、補助金というと実績報告が必要だと思うのです。この場合も、やっぱり必要なんですか、それとも簡素化してそういうのはなしと、どちらなのでしょう。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

補助金の場合ですと、国見町補助金等の交付に関する規則がございまして、その中で交付手続の特例という条項があり、その中に実績報告などを別に定めることによっ

て省略することができるという規定がございますので、それを適用し、できるだけ簡素化してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 関連になります。まちづくり交流課長に答弁をお願いしたいと思います。

補正予算で上がっております事業を利用するために、できるだけ事務の簡素化をしたいというお話だったんですけれども、現実にはかなり難しいというお話を聞いているんですけれども、この簡素化される内容についてお話いただけますか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 浅野議員の質問にお答えをいたします。

通常は、補助金ですといろんな添付書類などもございますが、例えば先ほど申し上げました売上げ減少に関する緊急支援の部分ですと、国の制度で持続化給付金という制度があり、これは、50%以上減収した方を対象に、個人事業者が100万円、一般の中小企業が200万円という制度でございますが、そういう制度に該当する場合、町では30%以上の減収が対象でございますので、50%を超えている方は、国に申請した書類、または国で決定した書類をもって町でも交付決定をしようかと、また、先ほど申し上げました県の協力金の関係では、休業等をした事業者協力金につきましても、県の交付決定書の写しを提出していただいてそれで交付決定するというように、できる限り事務を簡素化しながら素早い支給につなげていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 例えば、事業者といいますか、小売店なんかに行きますと、売上げの減少を証明することがなかなか難しいということがあるんですけれども、そうした場合において、事務を簡素化する必要があると考えておりますけれども、これらについての対応、そして、委託料と記載がありますけれども、これは町でやらなくて、ほかの事業者にも事務的な部分についてお願いするということになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

まず、売上げの計算などの関係でございますけれども、事業を実施しているということで前年度の確定申告書とか、毎月の売上げの分かる帳簿とかそういうもので、前年度と今年度分を比較をして、月30%を超えていれば対象にするという形で考えてございます。それぞれ事業者によって違う部分あるかと思いますが、国の制度もそのような形ですので、そのようなことで対応していきたいと考えてございます。

それと、12節の委託料の関係でございますが、この事業につきましては、実施主体は町でございますけれども、やはり商工事業者、中小企業者の関係ですと、商工会のほうが経営の中身もよくご存じでございますので、相談受付等については、商工会

をお願いをして実施をしたいと考えています。また、こういう状況でございますので、受付も来所いただいてという形ではなくて、郵送による申請、電話による相談、どうしても分からない方については予約を取った上での申請の受付等も、念頭に置いているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 10番、浅野富男君。

10番（浅野富男君） そうしますと、できるだけ利用しやすくするには、郵送にしても窓口に来るにしても、行ったり来たり何回もするのが大変かなと思ひまして、これとこれとこれを準備して手続をしてくださいという周知についても必要と考えるんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

周知については、議決いただいてから制度を最終的に固めてからになりますけれども、連休明けには回覧等の予定もありますので、そこでの周知、商工会に全員が加入しているわけではございませんけれども、商工会の会員の皆様には商工会を通じて周知をさせていただくとか、ホームページ、マスコミを通してこういう制度をつくりましたということで、記載をお願いするなどして周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 環境防災課長にお伺いいたします。

10ページ、消防費、5目災害対策費の備品購入費になりますが、先ほどの説明で、避難所における感染症対策の備品という説明がございました。一番はマスクだと思いますけれども、そのほかにここで準備するものについてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 松浦和子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回、お願いをしております備品購入費でございますが、こちらにつきましては、避難所で使う間仕切りでございます。もともと避難所を開設した際には、イメージしていただけますとおり、体育館などいわゆる大広間で皆さん当座の避難ということで、ほぼ雑魚寝の状態での避難をしていただく、そういう状況が目には浮かぶと思います。今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からは、非常に好ましくない状況であると言えると思います。

その解消のために、避難所を開設する際には、3密をできるだけ防ぐことが必要となるというところがございます。そのために、町としてはいわゆるテント型の間仕切りを用意いたしまして、できるだけ密接にならないような形で、なおかつプライバシーもある程度守られるというような形で避難をしていただける仕組みを考えております。

また、物的だけではなくて、今までどおりの避難の方法では避難しにくい部分も出てきますので、そういったところも改めて周知をさせていただきながら、できるだけ密集しないような形で間仕切りを活用していきたい。

あとそのほか、消耗品関係で、例えば非接触の体温計でございますとか、すぐ避難所で必要になるものなどを今回お願いをしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 間仕切りは、大体どれくらいの数を準備する予定なのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

今回、備品購入費としてお願いしているのは間仕切り150張りでございます。テント型でありまして、1つに恐らく1家族ぐらいいれるくらいの大きさだろうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 保健福祉課長にお伺いいたします。

9ページの民生費の社会福祉費の老人福祉費のところ、DVDやチラシの作成という説明がありました。最近、家に閉じ籠もってしまって、フレイルが進んでしまうということに大変懸念を持っておられる専門家の方たちがおられます。このDVDというのは、どういったところでの活用になるのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 3番松浦和子議員のご質問にお答えをいたします。

今、議員お話しのとおり、閉じ籠もりがちになってしまうと、フレイル、いわゆる虚弱という状態になってしまうことが大変危惧をされているということで、今、自粛、自粛という中で、やっぱり問題になっているかなと認識をしております。

町としても、その状態になるお年寄りが増えることはどうしても防ぎたいというところがございます。では、どういうふうにしてそれを防ぐかというところではありますが、単にチラシを配って体操してくださいということでは、なかなか進まないのかなと考えまして、実は、百歳体操ということで昨年度からやっております。通いの場ということで、既に18か所くらいできて、各地区で行われているんですが、今は自粛ということで進んでいない状況がございます。

この百歳体操で使っていたDVDを増産しまして、それを希望者の方に配布をさせてもらうということが基本的なところになってございます。ただ、配布をただけではなかなかできないというところもございますので、今、運動のやり方をチラシにして、ももたんFMでそのことを毎週金曜日、体操しましょうということで普及啓発を図っていくことで、FMとタイアップした事業を考えてございます。その一助になれ

ばということで、DVDの数を増やして希望者に配布をするということを考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 通いの場以外のところでもささえ愛活動とか、そういったグループのところにも、希望すれば配布をいただけるということでよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

あくまでも希望者にということでございますので、数に限りはございますが、配布をさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 総務課長、今、離席をしていますから、では副町長、お伺いできますか。

様々な事業が延期になっている、あるいは中止になった事業がございます。多分6月に若干整理された予算が来るとは思いますけれども、いろんな事業を先送りする、例えばイベント等ですね、秋口とか、冬の初め頃に集中するということが懸念されます。ですから、私は大胆にやめるものをやめていくとして、整理予算を9月なら9月にしっかり組んだほうが、財源の確保をするのに見通しが利くと思うんです。その辺の考え方だけ、お答えいただけますか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 佐藤議員のご質問にお答え申し上げたいと思っておりますけれども、まさにそのとおりであるかなと思っております。

例えば、道の駅のイベントはじめ、夏までの様々なイベントは、町として中止ということベースにしながら、現在延期が1つという形になっておりますが、今後、今、議員がおっしゃるように、どんどん事業の流れが、いわゆる後半にロードが延期という形でいくという可能性が非常に高いということでございますから、これは英断を持って、バランス良く、延期のみではなく中止できるものは中止をして、そして今、お質しのよう財源を確保するという、これは非常にある意味では、このコロナの問題に対して出資をしていくと、まさに一極集中という形でいくという形として望ましいと思っております。その辺を十分考慮しながら、6月だとちょっと見えないと思っておりますけれども、まさに9月議会あたりでその一つの流れが見えつつあれば、いろいろ検討しながら、町をいい意味でコロナ対策に一極集中して先につなげていくということも含めて、今後十分検討していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 今度の補正予算は、このたびの新型コロナウイルス対策が全部かなと思っていますので、この議案書には直接は載っておりませんが、この感染を防ぐという意味からすれば、病院での発熱外来といったものが設置される必要があるのではないかなと考えておりますけれども、これは自治体の仕事ではないということになるのでしょうか。その辺を保健福祉課長にお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 10番浅野議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在の発熱外来の設置の部分でありますけれども、いわゆる新型インフルエンザ等特措法に基づいて、さらには感染症法に基づいて設置をされているということでございますので、町がその部分について外来の設置をお願いするとか、そういう部分にはなってございません。あくまでも、国・県の範疇ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は、全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（太田久雄君） 令和2年第3回国見町議会臨時会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご提案申し上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解を賜り、原案のとおりご議決を賜り、誠にありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして議員の皆様方からいただきましたご意見などを十分踏まえまして、今後の町政執行にあたってまいりたいと考えてございます。

なお、議員の皆様方におかれましては、時節柄、新型コロナウイルスの問題もございまして、どうぞお体には十分ご留意の上、今後とも復興、町政の進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますとともに、この新型コロナウイルス、大変な状況でござ

います。一日でも早い終息を議員の皆様と共にお祈りを申し上げまして、私からの閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって本日の会議を閉じます。

令和2年第3回国見町議会臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時57分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月1日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 佐藤 孝

同 署名議員 松浦 和子